

地上デジタル放送 Q & A

(平成23年11月改訂)

地上デジタル放送全般について	1
受信・視聴について	4
共聴施設による視聴について	9
ケーブルテレビによる視聴について	13
デジアナ変換について	14
録画について	15
ワンセグ・カーナビについて	16
チャンネル変更（周波数リパック）について	17
その他	18
(参考)	
地上デジタル放送に関するお問い合わせ先	22

地上デジタル放送全般について

問1 なぜ、地上テレビ放送をデジタル化するのですか？

【多様なサービスの実現】

地上テレビ放送のデジタル化により、今までにない多様なサービスの提供が可能となります。

地上デジタル放送では、ハイビジョンによる高画質・高音質な番組に加え、天気予報やニュースなどの情報を常に入手できるデータ放送、字幕放送などの高齢者や障がいのある方にやさしいサービス、1週間先までの番組情報が見られる電子番組表（EPG）等、私達の暮らしをより便利で豊かにするサービスが提供されています。

【電波の有効利用】

また、デジタル化により電波（周波数）を効率的に利用することができます。電波は有限な資源であり、現在の日本ではこれ以上すき間のないほどに過密に使われています。デジタル化完了後は、アナログ放送時に使用していた周波数が約2/3に効率化されるため、空いた周波数を携帯電話サービスの充実、ITS（高度道路交通システム）、災害時の移動通信システムなどに利用できることとなり、関連産業への大きな経済波及効果も期待できます。

【海外における地上デジタル放送の展開】

さらに、2011年（平成23年）1月現在では、50以上の国と地域で地上デジタル放送が開始されており、放送メディアをデジタル化することは世界的な流れとなっています。

こうしたことから、地上テレビ放送のデジタル化が進められているところです。

問2 デジタル化によって空いた周波数はどのような用途に利用するのですか？

総務大臣の諮問機関である情報通信審議会の答申においては、周波数が逼迫している携帯電話等の通信サービス、安全・安心のための通信、移動体向けの新たな放送サービスに対して周波数を割り当てるとしており、具体的には現在検討が行われているところです。

安全・安心のための通信のイメージは、例えば、見通しの悪い交差点において車と車の通信によって出会い頭の衝突事故を回避したり、救急患者の映像情報等を救急車と病院との間で通信したりといったものであり、我々の安全で安心な生活を確保してくれるものと期待されています。

問3 地上デジタル放送はアナログ放送と何が違うのですか？

映像や音声を0と1のデジタル信号に置き換えて送信することがデジタル方式です。

デジタル方式に変わることにより、これまでのアナログ方式と比べて、ゴースト（二重像）や雑音のない映像と音声の受信が可能となります。

また、デジタル化により、高画質・高品質なハイビジョン放送、天気予報やニュースな

どの情報を常に入手できるデータ放送、字幕放送などの高齢者や障がいのある方にやさしいサービス、1週間先までの番組情報が見られる電子番組表（EPG）など今までにない高度で多様な放送サービスが可能となります。

問4 東北3県（岩手、宮城、福島）において、今のアナログ放送はいつまで見ることができますか？

岩手、宮城、福島の3県を除く44都道府県では、2011年（平成23年）7月24日に、アナログ放送が終了し、地上デジタル放送のみの放送になりましたが、3県のアナログ放送は、2012年（平成24年）3月31日に完全停波します。

したがって、それまでに地上デジタル放送対応テレビの購入等、地上デジタル放送を視聴できる環境へ移行していただくことが必要となります。

問5 海外においてもアナログ放送を停波するのですか？

既にスウェーデン、フィンランド、オランダ、スイス、ドイツ、アメリカ、デンマーク、ノルウェー、スペイン、カナダ等においてはアナログ放送を停波しています。

今後も、2011年（平成23年）にはフランスが、2012年（平成24年）にはイギリス、韓国、イタリアと、主要各国においてアナログ放送を停波する予定です。

問6 地上デジタル放送は有料ですか？

民間の地上デジタル放送は今まで通り無料放送によりサービスを提供しています。

また、NHKの受信料に関しては、現在既に契約されている方は、新たに契約を行う必要はありません。ケーブルテレビで視聴する場合は、別途利用料が必要になることがありますので、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者（http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html）にお問い合わせください。（ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。）

問7 2011年（平成23年）にアナログ放送を終了することはどのように決めたのですか？

2001年（平成13年）の電波法改正により、アナログ放送による周波数の使用は10年以内に停止することになりました。

これを踏まえて作成された放送用周波数使用計画（チャンネルプラン）などで、その使用期限が2011年（平成23年）7月24日と規定されました。これによりアナログ放送は2011年（平成23年）7月24日までに終了することになりました。

問8 岩手、宮城、福島3県においては、アナログ放送の停波が2012年（平成24年）3月31日まで延期されましたが、どのように決まったのですか？

岩手、宮城、福島3県では、アナログ放送は受信できていたが地上デジタル放送が受信できない地域（「新たな難視」地域）や共聴施設等のデジタル対応を進めることに加え、東日本大震災により損壊した受信施設の修繕等の工事を行う必要があります。このようにデジタルの電波を受信する環境を整えるためには、住民の皆様にご対応いただくことに加え、県や市町村、自治会等のご協力をいただきながら進めていく必要がありますが、これら関係者は被災者支援に最大限対応しており、地デジ対策を震災前と同様に推進するのは困難であるのが実態です。

また、住民の皆様にご対応受信機の購入等を進めていただくため、放送や市町村による周知、デジサポや民生委員等による働きかけを行っていただく必要がありますが、被災の大きさに鑑み、これらの取組も震災前と同様には実施できない状況にあります。

さらに、3県の地元自治体からもアナログ放送停波の一定期間の延期について要望を受けており、これらの状況を総合的に勘案し、岩手、宮城、福島3県については、地上アナログ放送の終了を延期することとしました。

具体的には、2011年（平成23年）6月15日、岩手、宮城、福島3県でアナログ放送の終了を最大1年間延長する「東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律」が公布・施行され、その後、地元自治体、放送事業者等関係者の意向等を伺うなど、告示上の延長期限について検討した結果、告示上のアナログ放送停波日は、平成23年度末（平成24年3月31日）に決定しました（7月22日付で告示）。

問9 アナログ放送の終了は国が決めたのですから、受信機やアンテナにかかる費用は、国が負担するべきではありませんか？なぜ、視聴者自身が負担しなければならないのですか？

テレビ放送を受信するための受信機やアンテナについては、これまでも視聴者の方に負担いただいているところです。地上デジタル放送についても、2001年（平成13年）にアナログ放送停波のスケジュールを決定の上周知を開始しましたが、2011年（平成23年）まで（東北3県では2012年（平成24年）3月まで）の間に計画的に地上デジタル放送対応の受信機への買換え等のご願い及び周知を行ってきたところです。

ただし、地デジ未対応で、生活保護受給世帯等のNHK放送受信料の全額免除を受けられる世帯（東日本大震災等により被災した世帯^{（注）}を含む。）、または世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯に対して、簡易なチューナーを無償給付する等の支援を行っており、平成24年3月31日（消印有効）まで、支援の申込を受け付けています。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター（0570-023724（ナビダイヤル）または03-4334-2669）にお問い合わせください。

（注）2011年（平成23年）3月11日以降に災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯、または避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯

問10 東北3県（岩手、宮城、福島）における地上デジタル放送に関する周知・広報を今後どのように行っていくますか？

地上テレビ放送のデジタル化を進めるにあたっては、視聴者の方々に、デジタル化の意義やスケジュールを正しくご理解いただくことが重要です。

このため、国、放送事業者、メーカー、電器店、関係団体等の関係者が協力してテレビスポットや番組、ポスター・パンフレット等の作成・配布、地域に密着した相談会等によって地上デジタル放送についての周知広報活動を進めているところです。

また、NHK及び民放においては放送番組における周知広報の取組を強化しており、デジタル化周知のPRスポットの放送のほか、常時「レターボックス化」による放送を行うとともに「告知スーパー」を表示して、アナログ放送を視聴されていることやデジタル化対応の相談窓口等のお知らせを放送しています。

（注）レターボックス

デジタル放送の横と縦の画面サイズ比率は16：9であり、これを4：3のアナログテレビに収めることによって発生する上下の黒い帯のこと。

受信・視聴について

問11 東北3県では、今のテレビは使えなくなるのですか？

現在ご使用中のアナログテレビでも、地上デジタル放送対応チューナーまたは、地上デジタルチューナー内蔵録画機を使用することにより、地上デジタル放送を視聴することが可能です。「デジアナ変換」を導入されるケーブルテレビに加入されている方については、当分の間、引き続き現在ご使用中のアナログテレビを使用できることがありますので、問37をご覧ください。

また、別途UHFアンテナが必要になる場合もありますので、詳しくは総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問12 アナログ放送終了によるテレビ以外のアナログチューナー搭載機器への影響はありますか？

テレビ以外でも、アナログチューナーのみを搭載した製品は、視聴が出来なくなります。アナログチューナー搭載機器（録画機、パソコン及びオーディオ、車載用テレビ）についてのデジタル放送移行後の対応方法などについては、電子情報技術産業協会（JEITA）のホームページをご覧ください。

[（URL:http://home.jeita.or.jp/ce/about/analogtuner/index.html）](http://home.jeita.or.jp/ce/about/analogtuner/index.html)

問13 地上デジタル放送対応チューナーの販売価格を教えてください。

メーカー、電器店、機能によって異なります。現在の販売価格は1万円を超える機種もありますが、数千円程度の安価なものも発売されています。

ただし、ハイビジョンやデータ放送といった機能への対応は機種によって異なりますのでそれぞれの製品カタログ等でご確認ください。

なお、44都道府県で停波した2011年（平成23年）7月前後から、全国の電器店で安価なチューナーの品不足の状態が続いています。総務省としては、メーカーに対し、増産等のはたらきかけを行ってきており、今後も引き続き行ってまいります。

通信販売（インターネット又は電話）ではチューナーの販売がされているようですので（2011年11月現在）、近隣の電器店で入手が難しい場合には、こちらをご検討ください。

問14 受信機やアンテナを国や自治体が補助してくれることはあるのですか？

地上デジタル放送を御覧いただくための費用は、視聴者の方々御自身において御負担をいただくことが原則です。

ただし、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、政府では、2009年度（平成21年度）から、NHKの放送受信料全額免除世帯に対して支援を実施しています（以下、全額免除世帯支援という。）。具体的には、地上デジタル放送を視聴するための簡易なチューナー（以下、簡易なチューナーという。）を無償給付するほか、アンテナの改修等が必要な世帯については、アンテナの無償改修等を実施しています。共同受信施設やケーブルテレビを利用している場合には、その改修経費のうち支援を受ける世帯が負担する額の給付もしています。また、2011年（平成23年）5月13日からは、東日本大震災等によって被災し、NHKの放送受信料が全額免除となる世帯に対しても同様の支援を実施しています。

さらに、2011年（平成23年）1月24日から、世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯に対して簡易なチューナーを無償給付する支援を実施しています（以下、非課税世帯支援という。）。

現在、全額免除世帯支援と非課税世帯支援の申込を平成24年3月31日（消印有効）まで受け付けています。詳しくは、総務省 地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。

（全額免除世帯支援窓口：0570-033840（ナビダイヤル）または03-4334-2668）

（非課税世帯支援窓口：0570-023724（ナビダイヤル）または03-4334-2669）

問15 地上デジタル放送を視聴するためには何が必要ですか？

地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送対応受信機と、UHFアンテナが必要となります。

受信機については、地上デジタル放送対応テレビに取り替えるか、又は、現在ご使用のアナログテレビに地上デジタル放送対応チューナーもしくは地上デジタルチューナー内蔵

録画機を取りつける方法があります。

アンテナについては、南関東など、地域によってUHFアンテナの設置・調整等が必要な場合があります。

また、ケーブルテレビに加入することにより視聴する方法もあります。ケーブルテレビでの受信方法については、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者 (http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html) にお問い合わせください。(ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。)

問16 パソコンでも地上デジタル放送を受信できますか？

地上デジタルチューナー搭載パソコンが必要です。また、別売の地上デジタル放送対応チューナーを接続することで、受信可能となる場合があります。

別売チューナーの接続可否は、チューナーメーカーのホームページでご確認ください。アナログチューナー搭載パソコンに地上デジタル放送対応チューナーを接続する場合には、各パソコンメーカーのホームページの情報をご確認ください。受信にはUHFアンテナ又はケーブルテレビへの加入が必要です。

問17 テレビの音声をラジオで聴いていますが、アナログ放送が終了しても、そのまま聴くことはできますか？

アナログ放送終了後は、そのままでは聴くことはできません。今お使いのラジオで聴いているのは、アナログ放送の音声ですので、アナログ放送終了と同時に聴くことができなくなります。

地上デジタル放送の音声は、ラジオの受信機能が付いたワンセグ受信機等で受信ができます。

また、お持ちのラジオに簡易なチューナーなどを接続することが可能であれば、携帯することはできませんが、ラジオでテレビを聴取することができます。

現在、地デジ未対応で、障がいをお持ちの方を構成員とする世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯で、テレビジョン放送の音声部分のみを聴取できる受信設備のみを設置している世帯に対して、簡易なチューナーを無償給付する等の支援を行っており、平成24年3月31日（消印有効）まで、支援の申込を受け付けています。詳しくは、総務省 地デジチューナー支援実施センター(0570-023724（ナビダイヤル）または03-4334-2669）にお問い合わせください。

問18 アンテナは特別なものが必要ですか？

地上デジタル放送を視聴するためにはUHFアンテナが必要となります。アナログ放送を視聴するために既にUHFアンテナを使用している場合は、一般的にはそのまま地上デジタル放送を視聴することが可能です。

なお、別々の方向にある複数の送信所からの地上デジタル放送を視聴する場合は、それ

ぞれの方向に向けたUHFアンテナが必要です。

ただし、UHFアンテナを使用している場合でも、新たに放送が開始される地上デジタル放送の放送周波数(チャンネル)帯域に対応していないアンテナ、ブースター等の場合には、対応したUHFアンテナ、ブースター等への取り換えが必要になります。詳しくは、総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問19 東北3県に住んでいますが、アンテナの向きは今のままでよいのですか？

アンテナの向きについては、現在お住まいの地域の地上デジタル放送の送信所が、アナログ放送と同じ方向の場合は、そのままの向きで地上デジタル放送を受信できますが、送信所の方向が違えば、アンテナの向きを変えるか、もう一本地上デジタル放送用のUHFアンテナの設置が必要となる可能性が高いです。

現在ご覧頂いているアナログ中継局に対応するデジタル中継局については、総務省のホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/datashu1_03.html)で受信が可能と考えられる一覧を公開していますので、対応するデジタル中継局の有無を確認することもできます。

具体的にお住まいの地域でそのデジタル中継局が受信可能かどうか、アンテナの向きについては、総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問20 これから地デジ化対応しようと考えていますが、地上デジタル放送を視聴するためにはどのくらいの費用がかかりますか？

地上デジタル放送を視聴いただくには、地上デジタル放送対応の受信機の購入が必要です。

地上デジタル放送対応の受信機には、デジタルテレビ、地上デジタル放送対応チューナー、地上デジタルチューナー内蔵録画機、ケーブルテレビ用STB(セットトップボックス)等があります。

受信機の価格は画面サイズ、搭載機能によって異なります。

また、場合によっては、アンテナ、ブースター(増幅器)等の交換が必要になる場合があります。詳しくは、テレビを購入された電器店、メーカー、ケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。

問21 東北3県で、高層建築物が原因で、テレビの映りが悪い地域に住んでいますが、地上デジタル放送になればきれいに映るようになりますか？

アナログ放送では、放送の電波が視聴者の家庭に届くまでの間に、電氣的な雑音で画質や音質が劣化したり、高い建物や山等の影響による遮蔽、又は反射波による障害(画像が

2重3重になって見えるゴースト障害)が生じることがありました。

これに対して、地上デジタル放送は、電氣的な雑音の影響を受けにくく、ゴースト障害に強い方式を採用しているため、安定した受信が可能になります。

このため、現在ゴースト障害等でアナログ放送の受信状況(映り具合)が悪い地域でも、当該地域の地上テレビ放送局のデジタル化により良好に受信できる可能性があります。

具体的な地上デジタル放送の受信の可否については、総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問22 自分の住んでいる地域では地上デジタル放送を視聴することができますか？

地上デジタル放送は、関東・中京・近畿の三大広域圏で2003年(平成15年)12月に開始され、2006年(平成18年)12月までには全国の県庁所在地で放送が開始されました。2011年(平成23年)1月現在における視聴可能世帯は、全世帯の約98%にまで拡大しています。

なお、現在視聴できる地上デジタル放送のエリアの目安については、デジタル放送推進協会のホームページでご確認いただけます(<http://www.dpa.or.jp/>)。具体的にお住まいの地域で視聴できるかどうかについては、お住まいの地域の放送局までお問い合わせください。

問23 地上デジタル放送対応のテレビを買ったのですが、テレビが映りません。どうすればよいのですか？

いろいろなケースが想定されます。

まず、電波を受信可能であるにもかかわらずテレビが映らないケースです。これは接続不良やアンテナ等が地上デジタル放送に対応していないことが想定されます。取扱説明書にある設定の仕方をご確認ください。

次に、電波を受信できないケースです。アナログ放送とデジタル放送では電波の特性が異なるため、デジタル放送では電波を受信できなくなることがあります。また、複数の中継局からの電波が混信して受信ができないこともあります。

さらに、共聴施設でテレビを視聴する場合には、その施設そのものを地上デジタル放送に対応させるための調整・改修等が必要となります。

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問24 デジタル化は国の方針であり、地上デジタル放送を受信できない場合は、国の責任で見えるようにすべきではないですか？

アナログ放送は受信できていたが地上デジタル放送を受信できない、いわゆる「新たな難視」は、電波の特性等の違いにより発生します。また、複数の中継局からの電波が混信して受信できないこともあります。このような難視が発生する地区において、地区毎のデジタル難視の状況、確定したものについては対策手法、対策時期等について「地上デジ

タル放送難視地区対策計画」又は「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」として総務省ホームページに公表しています。

「地上デジタル放送難視地区対策計画」

([URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/taisaku/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/taisaku/index.html))

「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」

([URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/datashu_06.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/datashu_06.html))

総務省では、難視の申告に応じて電波の実測調査を行い、難視地区の特定を継続するとともに、地元自治体のご協力を得て難視解消のための対策計画の策定を進め、難視世帯の最小化に取り組むこととしています。これらの対策に対して国は、中継局や辺地共聴施設への整備支援、また、高性能アンテナ設置やケーブルテレビ移行等の受信対策への支援を実施しております。

東北3県においては、2012年（平成24年）3月までには何らかの方法によって、地上デジタル放送を視聴可能な環境を整備できるよう最大限努めるとともに、なお、どうしても視聴できない残る世帯については暫定的に衛星による対策を実施することとしています。

共聴施設による視聴について

問25 現在、共同住宅（マンションやアパート等）の共聴施設でテレビを見ていますが、地デジが映りません。どうしたら良いですか？

共同住宅の共聴施設で地上デジタル放送を視聴するためには、施設のデジタル化対応が必要となる場合があります。現在、共聴施設がどのような対応状況となっているかは、施設所有者（オーナー、管理組合）または管理会社にお問い合わせください。

施設所有者（オーナー、管理組合）または管理会社が対応しない場合は、最寄りのデジサポにご相談ください。

（なお、施設所有者（オーナー、管理組合）または管理会社が、自らの施設が地上デジタル放送に対応しているかどうか判定できない場合は、最寄りのデジサポにご相談いただくか、保守管理業者、工事施工業者、又は日本CATV技術協会までお問い合わせください。）

問26 現在、受信障害対策共聴施設でテレビを見ていますが、地上デジタル放送になると電波障害がなくなり、個別受信ができるようになりますか？

現在、建造物等の障害対策による共聴施設でアナログ放送を視聴している地域でも、多くの場合、各世帯で地上デジタル放送のアンテナを建て、地上デジタル放送対応テレビまたは地上デジタル放送対応チューナーを用意すれば地上デジタル放送を受信できるようになります。

これは、地上デジタル放送は、建造物による電波の反射等の影響を受けにくく、画像が

2重3重に映し出されるゴースト障害に強い方式を採用しているため、アナログ放送の電波に比べ、ビル等建造物の影響を受けることが少なくなるからです。

ただし、地上デジタル放送でも、条件によって受信できない場合もあります。

地上デジタル放送が個別受信可能かどうかの把握（地上デジタル放送で建造物による受信障害が解消されるか否か）は、一般的に受信障害の原因となっている建造物などの所有者または管理者に行っていただき、共聴施設のデジタル化対応方針を利用者の方とご検討いただいています。まずは、管理者の方とご相談をお願いします。

お困りの場合は、最寄りのデジサポにご相談ください。デジサポでは、ビル陰などにおける受信障害対策共聴施設が集中する都市部を中心に、地上デジタル放送の受信状況に関する調査を実施し、ホームページ（<http://digisuppo.jp/index.php/wavemap/>）にて公開していますので参考にしてください。

問27 受信障害対策共聴施設の所有者ですが、個別受信可能かどうかの調査は国がやってくれるのですか？

地上デジタル放送が個別受信可能かどうかの把握（地上デジタル放送で建造物による受信障害が解消されるか否か）は、一般的に受信障害の原因となっている建造物などの所有者または管理者に行っていただいております。詳しくは、保守管理業者、工事施工業者、又は日本CATV技術協会へお問い合わせください。

また、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）でも受信状況に関する調査を実施しておりますので、ご相談ください。

また、デジサポでは、ビル陰などにおける受信障害対策共聴施設が集中する都市部を中心に、地上デジタル放送の受信状況に関する調査を実施し、ホームページ（<http://digisuppo.jp/index.php/wavemap/>）にて公開していますので参考にしてください。

問28 現在、受信障害対策共聴施設でテレビを見ていますが、施設管理者がデジタル改修に応じてくれません。どうしたら良いですか？

受信障害が残る場合、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応については、当事者間の協議により、それぞれ応分の負担により行っていただくことが基本となります。

現在の放送電波の状況のみならず、共聴施設の設置時において当事者間でどのような契約がなされていたか等、施設により様々な事情もあると思われまますので、そうした点も含めて当事者間でご協議をいただくようお願いいたします。協定書等がある場合はそれに基づいて協議してください。

また、デジサポでは、受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応方法や費用負担等について、施設利用者と施設管理者等との間でより円滑に協議を進めたい場合などに、弁護士等による無料相談（マンションの理事会や関係者間の会合等に出張して法律的な助言を行うこともできます。）や、調停手続きを用意しています。ご相談される方は、お早めをお願いします（※ 東北3県以外については、本年9月末に受付を終了しています。）。

なお、受信障害が残る場合には、デジタル化対応費用の一部を補助する制度（問33参照）を活用いただくことができます。

問29 設置時から原因者のオーナーが変わっているのですが、誰と話したらよいでしょうか？

まずは、受信障害の原因となっている現在の建造物等の所有者又は管理者にお問い合わせください。お困りの際には、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）までお問い合わせください。

問30 現在、共聴施設（辺地共聴を除く）でテレビを見ていますが、デジタル化のための改修費用はどれくらいになりますか？

共同住宅（マンションやアパート等を含む）等の共聴施設は、放送されている電波をそのまま伝送する方式と、周波数等を変換して伝送する方式に大別できます。

改修の費用は、伝送方式、施設規模等により個々の設備で異なってきますので、具体的な改修費用については保守管理業者、工事施工業者、又は日本CATV技術協会までお問い合わせください。

なお、日本CATV技術協会のホームページでは改修のモデルケースを公開しておりますので参考にしてください。（地デジ相談室：<http://chideji.catv.or.jp/>）

問31 辺地共聴施設で地上デジタル放送を見るにはどうしたらよいですか？

辺地共聴施設の多くは、地上デジタル放送で使用するUHF帯の伝送ができない狭帯域の施設です。

そのため、地上デジタル放送を視聴するためには施設の改修が必要となりますが、その方法には大きく、

- ① 地上デジタル放送の周波数を既存の施設で伝送可能な帯域（ミッドバンド帯等）に変換して伝送する方法
- ② 施設を全面改修して広帯域化を図る方法
などがあります。

具体的な施設の改修方法については、メンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者、又は日本CATV技術協会までお問い合わせください。

問32 現在、辺地共聴施設でテレビを見ていますが、デジタル化のための改修費用はどれくらいになりますか？

地上デジタル放送の周波数をミッドバンド帯に変換して伝送する方法か、施設を全面改修して広帯域化を図る方法かといった施設の改修方法に加え、現在の受信点を変更する必要があるかによって改修費用は大きく変わります。

具体的な改修費用についてはメンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者、又は日本CATV技術協会までお問い合わせください。

問33 共聴施設をデジタル化する費用に関する公的補助制度はありませんか？

(辺地共聴施設)

デジタル化に際して受信点の変更等施設の改修が必要になるなど、視聴者の負担が高額になる場合があります。その改修経費の最大1/2を国庫から補助する制度（ただし、世帯あたりの経費が3.5万円を超える場合に限る。）があります。

また、アナログ放送は受信できていたが地上デジタル放送が受信できない、いわゆる「新たな難視」となる地域において、地上デジタル放送を視聴するために辺地共聴施設を新設するための経費の最大2/3を国庫から補助する制度（ただし、世帯あたりの経費が3.5万円を超える場合に限る。）があります。

さらに、NHKが難視であるなどの条件を満たす場合には、NHKにおいて経費の一部を助成する制度があります。

なお、東日本大震災等により被害を受けた共聴施設（条件有り）については、「世帯あたりの経費が3.5万円を超える場合に限る」という要件は適用せず、その整備に必要な経費の2/3を補助する制度があります。

詳しくは、最寄りの総務省総合通信局又は市町村までお問い合わせください。

(受信障害対策共聴施設)

デジタル化対応のため、受信障害対策共聴施設を改修する場合やケーブルテレビに切り替える場合に、デジタル化に要する経費の1/2の額を補助する制度があります。（ケーブルテレビに切り替える場合の補助額には条件があります。）

また、デジタル化で新たに受信障害となる地域（条件があります。）に共聴施設を設置する場合または、ケーブルテレビに接続する場合に、デジタル化に必要な経費の2/3（ケーブルテレビ接続の場合は1/2）の額を補助する制度があります。

申請は、受信障害対策共聴施設の管理者（共聴組合を含みます。なお、国・地方公共団体等は対象外となります。）から行っていただきます。

さらに、NHKが難視であるなどの条件を満たす場合には、NHKにおいて経費の一部を助成する制度があります。

なお、東日本大震災等により被害を受けた共聴施設（条件有り）については、その整備に必要な経費の2/3を助成する制度があります。

詳しくは、まずは、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）にお問い合わせください。

※ 東北3県以外については、本年9月末に受付を終了しています。

(共同住宅共聴施設)

デジタル化対応のため、共同住宅共聴施設を改修する又はケーブルテレビに切り替えるにあたって、視聴者の負担が高額になる場合があります。このような場合、地上デジタル放送の視聴に不可欠な施設の設置、改修又は置換等に要する経費の最大1/2の額を補助する制度（ただし、世帯あたりの経費が3.5万円を超える場合に限る。）があります。

申請は、共同住宅共聴施設の管理者（共聴組合を含みます。なお、国・地方公共団体等は対象外となります。）から行っていただきます。

なお、東日本大震災等により被害を受けた共聴施設（条件有り）については、「世帯あた

りの経費が3.5万円を超える場合に限る」という要件は適用せず、その整備に必要な経費の1/2を助成する制度があります。

詳しくは、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）にお問い合わせください。

※ 東北3県以外については、本年9月末に受付を終了しています。

ケーブルテレビによる視聴について

問34 ケーブルテレビでも地上デジタル放送は見られますか？

全てのケーブルテレビにおいて地上デジタル放送の再放送を行っており、視聴は可能です。

ケーブルテレビでは、地上デジタル放送の電波をそのまま伝送する方式と周波数(チャンネル)等を変更して伝送する方式がありますので、詳しくは、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。(ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。また、同連盟のホームページ (http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html) においても郵便番号等によりケーブルテレビ事業者を検索することが可能です。)

問35 ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴するための料金について教えてください。

ケーブルテレビをご利用になるには、月々の利用料金のほかに、ケーブルテレビに接続するための工事費用等が必要になります。

これらの料金については、提供されるサービスメニューや提供条件によって、それぞれのケーブルテレビ事業者ごとに異なります。

詳しくは、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者 (http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html) にお問い合わせください。(ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。)

問36 ケーブルテレビに加入しているのですが、デジタル契約に変えたら今まで見ていたチャンネルが見られなくなったのですが、どうしてですか？

ケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送を再放送する場合、放送事業者の同意を得ることが法律上義務づけられています。このため、アナログ放送では放送事業者の同意を得て再放送しているチャンネルであっても、地上デジタル放送では同意を得られない場合や同意について協議中の場合、一部のチャンネルが視聴できないことがあります。

デジアナ変換について

問37 デジアナ変換とは何ですか？

デジアナ変換は、ケーブルテレビ事業者において、地上デジタル放送をアナログ放送の方式に変換して再放送するサービスのことで、

デジアナ変換は、使用可能なアナログ受信機を地上アナログ放送停波後も継続して使用したいという視聴者への要望への対応、2台目、3台目を含むアナログ受信機の買換え等に要する視聴者負担の平準化、アナログ受信機の廃棄・リサイクルの平準化等、平成23年7月以降も残存するアナログ受信機対策としても効果的であることから、地上デジタル放送への円滑な移行に寄与するものです。

デジアナ変換は、他の電波による混信により技術的に導入が困難な場合があることや簡易チューナー配布などの代替措置があることなどから、最終的には各事業者がそれぞれの状況に基づき導入の有無を判断しています。

問38 デジアナ変換を視聴するにはどうしたらよいのですか？

デジアナ変換サービスを実施しているケーブルテレビ事業者をご利用であれば、地上デジタルチューナー等の特段の機器なしで、アナログテレビにより視聴できます。

通常、デジアナ変換映像の場合は、画面上部黒味部分に「デジアナ」もしくは「デジアナ変換」の告知ロゴが、下部黒味部分に告知スーパーが表示されます（ただし、国政選挙や知事選挙の政見・経歴放送が行われる際には、選挙期間中は全ての告知表示が止まります。）。

なお、デジアナ変換サービスを実施していない事業者や、デジアナ変換サービスを実施しているものの告知スーパー表示を行っていない事業者もございますので、詳しくはケーブルテレビ事業者にご確認ください。

(参考) デジアナ変換サービス実施事業者

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/digi-ana.pdf

問39 デジアナ変換はいつまでのサービスですか？

「デジアナ変換」は地上デジタル放送への円滑な移行のための暫定的措置であることから、平成27年3月末に終了します。したがって、それまでに地上デジタル放送受信機に買い換えたり簡易チューナーを購入するなど、加入者側で対応を取っていただくことが必要となります。

なお、地上デジタル放送受信機に買い換えたり簡易チューナーを購入するなどの対応が必要のある世帯の方で、生活保護受給世帯等のNHK放送受信料の全額免除を受けられる世帯（東日本大震災等により被災した世帯^(注)を含む。）、または世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯に対して、簡易なチューナーを無償給付

する等の支援を行っており、平成24年3月31日（消印有効）まで、支援の申込を受け付けています。詳しくは、総務省 地デジチューナー支援実施センター（0570-023724（ナビダイヤル）または03-4334-2669）にお問い合わせください。

（注）2011年（平成23年）3月11日以降に災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯、または避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯

問40 デジアナ変換による視聴には機能上の制約があるのですか？

一般的にデジアナ変換による放送は、地上デジタル放送と比較して、①画質は全て標準画質（SD）で映像はレターボックスになること②放送の録画回数がコピーワンスになること③EPGが使えないこと④データ放送を受信できないこと等の機能上の制約がございます。詳細は <http://www.catv-jcta.jp/chideji/item/digiana.pdf>をご覧ください。

録画について

問41 東北3県では、今のビデオデッキで地上デジタル放送を録画できますか？

基本的には、現在ご使用のビデオデッキに地上デジタル放送対応テレビや地上デジタル放送対応チューナーを接続することで録画することが可能になります。ただし、ハイビジョン録画できない機種では、録画・再生される画質は標準画質になります。詳しくはビデオデッキを購入された電器店やメーカーにお問い合わせください。

問42 ハイビジョン番組をハイビジョンのまま録画するにはどうすればよいですか？

ハイビジョン画質で録画するには、ハイビジョン録画機能をもつブルーレイディスクレコーダー、DVDレコーダー、ハードディスクレコーダー、D-VHS、地上デジタルチューナー搭載パソコン等で録画する必要があります。ただし、DVDレコーダーとハードディスクレコーダーには、ハイビジョン録画機能があるものとないものがありますので、詳しくはメーカーにお問い合わせいただくか、電器店でご相談ください。

問43 ダビング10について教えてください。

地上デジタル放送では高画質な番組が大きな特徴のひとつですが、ダビングした高画質のDVDなどが不正に出回れば、番組の制作者や出演者などの権利が著しく侵害され、良質な番組の提供に支障をきたす結果を招くおそれがあります。こうしたことを防ぐため、

地上デジタル放送にはコピー制御がかけられています。

このコピー制御のルールが「ダビング10（ダビングテン）」です。ダビング10では、地上デジタルチューナー内蔵録画機のハードディスクに録画した番組を他の記録メディアに9回ダビングすることができますが、その後は、ムーブ（移動）だけ可能な状態となります。（10回目のダビングをしようとする、ハードディスクに録画された元の番組は消去されます。）

なお、DVD等の記録メディアへ直接記録した場合には、基本的にはダビング、ムーブともできませんが、ブルーレイディスクへ記録した場合には、ハードディスクへのムーブが可能な機器もあります。

ただし、それぞれの録画機により、ブルーレイディスクからのムーブやダビング10に対応していない場合もありますので、詳細は、販売元のメーカーにお問い合わせいただくか、電器店にご相談ください。

ワンセグ・カーナビについて

問44 「ワンセグ」を視聴するためにはどうすればよいですか？

「ワンセグ」に対応した受信機が必要になります。アナログ放送のみを受信できる受信機では受信することはできません。詳細は携帯電話会社やメーカーへお問合せください。

問45 「ワンセグ」は携帯電話の通話可能エリアであれば見られますか？

「ワンセグ」は地上デジタル放送のサービスの一つであり、携帯電話とは異なる電波を使用していますので、携帯電話の通話エリアと「ワンセグ」の受信可能なエリアは異なります。

また、地上デジタル放送のエリア内であっても、地形や建物などにより電波がさえぎられる場所や電波の弱い場所、トンネル・地下・建物の中など電波が届かない場所では「ワンセグ」が受信できないことがあります。

問46 カーナビのテレビがアナログ放送にしか対応していないのですが、どうすれば地上デジタル放送を見られるようになりますか？

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送対応のカーナビへの買換えのほか、カーナビ用の地上デジタルチューナー製品をお手持ちのアナログチューナー搭載のカーナビに取り付けていただく方法もあります。

多くのカーナビのメーカーが、このような地上デジタル放送を視聴可能にするためのカーナビ用のチューナー製品を発売しており、カー用品店等で購入、取り付けができますので、販売店等へお問い合わせください。

チャンネル変更（周波数リパック）について

問47 「チャンネル変更（周波数リパック）」とは、何ですか？

地上デジタルテレビジョン放送は、13～52チャンネルの周波数（470～710MHz）を使用することとなっていますが、これまで、地上アナログテレビジョン放送も行っていたことから、一部の地上デジタルテレビジョン放送局では一時的に53～62チャンネルの周波数（710～770MHz）を使用してきました。

平成23年7月24日に、地上アナログテレビジョン放送が終了したことを受けて、53～62チャンネルの周波数を使用する放送局について、平成24年7月24日までに13～52チャンネルの周波数に変更するものです。

このチャンネル変更によって、これまで53～62チャンネルとして使用されてきた周波数（710～770MHz）は、携帯電話をはじめとする移動通信システムに割り当てられる予定です。また、併せて、秋田県秋田市など一部地域において、受信状況の改善のためにチャンネル変更を実施しています。

問48 「チャンネル変更」を行う地域は、どこですか？また、実施時期はいつですか？

平成23年度から24年度にかけて、全国約100局所で実施予定です。

具体的な地域及び実施時期は、「地上デジタルテレビジョン放送局チャンネル変更予定表」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/090403_02_bt.pdf)をご参照ください。

なお、東日本大震災の被害が大きかった岩手県、宮城県及び福島県における地上アナログテレビジョン放送については、平成24年3月31日まで実施予定であり、これら地域におけるチャンネル変更は平成25年3月31日までに実施する予定となっています。

問49 「チャンネル変更」の実施について、どのような周知が行われていますか？

周波数変更の開始時期に合わせ各地方総合通信局及び各地域地上デジタル放送推進協議会による報道発表、地元自治体のご協力を得て広報誌への掲載、戸別のお宅へのチラシのポスティング、放送によるお知らせ等を通じて周波数変更を実施する地域にお住まいの方々への周知広報等を実施しています。

問50 「チャンネル変更」の対象放送局の視聴エリアに住んでいますが、どうすればよいですか？

周波数変更を行う放送局を視聴いただいている受信機（デジタルテレビ、デジタルチューナー、デジタルチューナー内蔵の録画機等）については、チャンネル再設定が必要となります。

基本的には受信機が自動でチャンネルの再設定を行います。自動対応していない受信機では手動スキャンが必要になります。また、自動対応の受信機であっても、電源コンセントを抜いたり、主電源をOFFにしている場合は、手動でチャンネル再設定を行って頂くことが必要となるケースがあります。

問51 手動による「チャンネル再設定」のやり方がわからないのですが、どうすればよいですか？

手動によるチャンネル再設定のやり方がわからなかったり、その他不明な点がありましたら、チャンネル変更専用のコールセンター（電話：0120-922-303 受付時間：平日 9:00～21:00、土日祝日 9:00～18:00）にお電話ください。

現地訪問作業員がお宅までお伺いし、無料で受信機のチャンネル再設定作業をいたします。

その他

問52 アナログテレビの廃棄について、費用や方法はどのようになっていますか？

アナログテレビの廃棄にかかる費用は、廃棄される方のご負担となります。

テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビを含む。）は家電リサイクル法の対象となるため、各メーカーごとに定められたリサイクル料金の支払いが必要となります（現在、小型1,785円、大型2,835円が多い）。また、収集・運搬にかかる費用として、別途実費が必要となることがあります。具体的なテレビのリサイクル方法等については、テレビを買い替えられたお店、処分しようとしているテレビを購入されたお店、またはお住まいの市町村にお問い合わせください。

なお、現在ご使用中のアナログテレビでも、地上デジタル放送対応チューナーを使用することにより、地上デジタル放送を視聴することが可能です（問11参照）。

問53 国やテレビ局の職員を名乗る人物が自宅にやってきて、「地デジ対応のためのアンテナ工事を行うので、代金を前金で支払ってほしい。」と持ちかけられました。どうすればいいのでしょうか？

地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身に覚えのない工事や代金請求には十分ご注意ください。

地デジ対応で行政やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、すぐには支払わず、最寄りの総務省総合通信局、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

問54 総務省では、地デジに関わる悪質商法に対しては、どのような対策を行っているのでしょうか？

地デジに関する悪質商法等による被害の防止のため、リーフレット、ホームページ、説明会等を通じた注意喚起を実施しています。また、悪質商法が発生した場合は、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2010」に基づき、関係省庁、機関等と情報を速やかに共有し、連携して悪質商法等による被害の拡大防止に努めています。

さらに、2010年（平成22年）7月には、注意を改めて喚起するため、消費者庁と連携し、寄せられた相談のうち、典型的な事例を抽出し、各事例に対する対応例をまとめた対策マニュアルを作成・公表しました。

加えて、2011年（平成23年）1月24日から7月24日までの期間を『「地デジ詐欺ご用心！」運動』期間とし、地デジ推進に関わる事業者・団体等がそれぞれの活動分野において、悪質商法対策を重点的に行う月間等を定め、広く注意喚起等の活動に取り組んでいただきました。

その他、その活動の一環として、注意すべき悪質商法事例をもとに、地デジの基礎知識を解説する分かりやすいクイズ形式のチラシや、消費者団体との共同作成によるチラシを配布する等、種々の機会を通じて悪質商法に対する注意喚起を積極的に行っています。

（地上デジタル放送に関する悪質商法対策マニュアル：

http://www.soumu.go.jp/main_content/000076340.pdf）

（これって地デジ詐欺？ウソ・ホント？：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/uso_hontou.pdf）

（地デジ詐欺にご注意ください！！：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/sagi_cyuuu.pdf）

問55 「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」はどんなことをしてくれるのですか？

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）では、テレビ受信者の皆様が円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

具体的には、受信施設のデジタル化対応に当たっての技術的・専門的な相談に受信方法等の助言を行うとともに、混信や難視により受信ができない等の場合には、受信状況の調査を行います。調査結果は、相談対応に反映するとともに、放送事業者等の関係機関に対して、対策の検討を要請し、受信環境の改善を促します。

また、地域の広報紙を利用した周知広報や、地域に密着した相談会の開催、テレビ受信者の皆様や共聴施設の管理者・管理会社への訪問説明等を通じて、早期のデジタル化対応の促進を図ります。

問56 「地デジ難視対策衛星放送」とは、何ですか？

地デジ難視対策衛星放送は、アナログ放送から地上デジタル放送への全面移行に当たっ

て、テレビを視聴できないという事態を回避するため、暫定的に放送衛星を用いた地上系の放送番組の再放送（再送信）による放送の視聴に移行していただくものです。その対象は、アナログ放送が視聴できている方で、アナログ放送が終了するまでに、地上系の放送基盤によりデジタル放送を受信できない方々です。なお、NHKのアナログ難視聴地区についても利用の対象（NHKの放送番組のみ視聴可能）とすることとしています。

具体的には、お住まいの地域でこれまでアナログ放送は受信できていたが、地上デジタル放送がどのような手段を用いても受信できなくなってしまう場合に、受信できなくなった放送局の系列の東京キー局の地上放送（NHKの場合は、NHK東京）を、BSデジタル放送でご覧いただくものです。

問57 「地デジ難視対策衛星放送」は、いつまで実施されるのですか？

2010年（平成22年）3月の開始から5年間の2015年（平成27年）3月末まで実施することとしています。

当該放送の対象としては、東北3県については「地デジ難視対策衛星放送対象リスト」（ホワイトリスト）に掲載された地区の方です。ホワイトリストとは、暫定的難視聴対策事業の対象地区及び視聴できる放送番組等を示したものです。

（東北3県のホワイトリスト：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/whitelist/index.html）

アナログが停波した44都道府県の暫定的難視聴対策事業は、戸別訪問により一部の対策継続中世帯を除き完了しておりますので、当該地区の恒久対策の内容については、難視地区対策計画等に掲載された地区となります。

なお、地デジ難視対策衛星放送は、地上デジタル放送の難視聴地域に向けて、地上デジタル放送の恒久的な伝達手段（中継局等の無線インフラ、共聴・ケーブルテレビ等の有線インフラ）が整備されるまでの代替手段として暫定的に実施するものです。総務省としては、この期間内に放送事業者等関係者が恒久的な伝達手段を整備されるよう、デジタル難視聴対策に取り組むこととしています。

問58 地デジ難視対策衛星放送の「一時利用」とは、何ですか？

アンテナ工事の遅れ等でアナログ放送停波時に地上デジタル放送が受信できない方々に対して、地デジ難視対策衛星放送を一時的（視聴可能期間は、約半年の間です。）にご利用いただくものです。

ただし、「一時利用」のご利用に当たっては、BSデジタル放送の受信に必要なBSアンテナ、BSデジタル放送対応のテレビ又はチューナーを各自でご準備いただく必要があります。

地デジ難視対策衛星放送の「一時利用」の詳細につきましては、総務省ホームページ（URL:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu10_01000012.html）をご参照ください。

問59 地デジ難視対策衛星放送の「一時利用」の受付期間はいつまでですか？

岩手、宮城及び福島以外の東北3県を除く44都道府県の「一時利用」の申込み受付は、2011年（平成23年）7月31日（日）で、終了いたしました。東北3県における申込み受付期間は、当該地域におけるアナログ放送の停波期日である、2012年（平成24年）3月31日（土）までです。

（以上）

地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

① 地上デジタル放送全般

- ◆ 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（地デジコールセンター）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/index.html
電話：0570-07-0101（ナビダイヤル）（平日9：00～21：00、土日祝日9：00～18：00）
ただし、12月29日～1月3日は、岩手、宮城、福島県のみ受付、9：00～18：00）
IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：03-4334-1111
- ◆ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ）
<http://digisuppo.jp/>
各地域のデジサポの連絡先は別添1のとおりです。
- ◆ 社団法人 デジタル放送推進協会（Dpa）
<http://www.dpa.or.jp/>
電話：03-5785-3400（代表）
- ◆ 総務省情報流通行政局（地上放送課）
<http://www.soumu.go.jp/>
〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
電話：03-5253-5111（代表）

② 地上デジタル放送視聴可能エリアのめやす・コピー制御

- ◆ 社団法人 デジタル放送推進協会（Dpa）
<http://www.dpa.or.jp/>
電話：03-5785-3400（代表）

③ 共聴施設（共同受信施設）に関する相談

- ◆ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ）
<http://digisuppo.jp/index.php/infocenter/donations/>
国の受信障害対策共聴施設、共同住宅共聴施設への助成金に関するお問い合わせ先
電話：0570-093-724（ナビダイヤル）（平日9：00～18：00）
- ◆ 日本放送協会（NHK）
<http://www.nhk.or.jp/digital/guide/watch01/index.html>
NHKの受信障害対策共聴施設への助成金に関するお問い合わせ先
電話：0570-014814（ナビダイヤル）（平日9：30～17：30）
- ◆ 社団法人 日本CATV技術協会（JCTEA）
<http://www.catv.or.jp/>

電話：0570-064-155（ナビダイヤル）（平日9:30～17:00）
IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：03-5155-8837

④ デジサポ・法律家相談

- ◆ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ）
<http://digisuppo.jp/index.php/news/detail/332/>
各地域の「デジサポ・法律家相談」の連絡先は別添2のとおりです。

⑤ 簡易なチューナーの無償給付等の支援に関する相談

- ◆ 総務省 地デジチューナー支援実施センター（支援の申込みに関するお問い合わせ先）
<http://www.chidejishien.jp>
【NHK放送受信料全額免除世帯支援に関するお問い合わせ先】
電話：0570-033840（ナビダイヤル）（平日9:00～21:00、土日祝日9:00～18:00）
（ただし、12月29日～1月3日は、9:00～18:00）
IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：03-4334-2668
FAX：03-5304-2011
【市町村民税非課税世帯支援に関するお問い合わせ先】
電話：0570-023724（ナビダイヤル）（平日9:00～21:00、土日祝日9:00～18:00）
（ただし、12月29日～1月3日は、9:00～18:00）
IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：03-4334-2669
FAX：03-5304-2011
- ◆ NHK ふれあいセンター（NHKの放送受信契約に関するお問い合わせ先）
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>
【受信料全額免除手続きに関するお問い合わせ先】
電話：0570-000588（ナビダイヤル）（平日9:00～21:00、土日祝日9:00～18:00）
IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：050-3786-5109
FAX：045-522-3044
【放送受信契約に関するお問い合わせ先】
電話：0570-077077（ナビダイヤル）（平日9:00～21:00、土日祝日9:00～18:00）
IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：050-3786-5003
FAX：045-522-3044

⑥ 「地デジ難視対策衛星放送」に関する相談

- ◆ 地デジ難視対策衛星放送受付センター
<http://www.dpa.or.jp/safetynet/>
電話：0570-08-2200（ナビダイヤル）（9:00～18:00（年中無休））IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：045-345-0522
- ◆ 日本放送協会（NHK）（NHKの絶対難視（地上テレビ放送がアナログもデジタルも受信できない）地区に関するお問い合わせ先）

<http://www.nhk.or.jp/digital/guide/watch01/index.html>

電話：0570-037474（ナビダイヤル）（平日9:00～18:00）

⑦ 地上デジタル放送の受信設備の設置、接続、操作方法等に関する相談（有償）

- ◆ 家電困りごと相談センター「デジタル110番」（実施主体：全国電機商業組合連合会）

<http://www.zds.or.jp/guest/digital110.html>

電話：0570-010186（ナビダイヤル）

⑧ ケーブルテレビに関する相談

- ◆ 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）

<http://www.catv-jcta.jp/index.php>

電話：03-6228-6639（お客様相談窓口）（平日（土日祝日を除く）9：30～17：00）

⑨ 地上デジタル放送中継局開局ロードマップ

- ◆ 地上デジタル推進全国会議

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/datashu_03.html

⑩ テレビの出荷台数などの統計

- ◆ 社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）

<http://www.jeita.or.jp/japanese/>

⑪ B-C A S

- ◆ 株式会社 ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
B-C A Sカスタマーセンター

<http://www.b-cas.co.jp/>

電話：0570-000250（ナビダイヤル）（10：00～20：00）

IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：045-680-2868

⑫ DVD録画に関する相談

- ◆ 社団法人 日本記録メディア工業会（JRIA）

<http://www.jria.org/>

⑬ B S 放送に関する相談

<NHK及びWOWOWのお問い合わせ先>

- ◆ NHKアナログ放送終了お問い合わせセンター

電話：0570-07-2011（ナビダイヤル）

IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：03-4334-3211

9：00～18：00（年中無休）

◆ **WOWOWカスタマーセンター**

電話：0120-580-807（フリーダイヤル）

電話：045-683-8080（PHS、IP電話の方）

9：00～20：00（年中無休）

<BS放送に関する詳しい情報>

◆ **BSデジタル放送お問い合わせセンター**

電話：0570-01-2011（ナビダイヤル）

IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：045-345-4080

平日9：00～21：00、土日祝日9：00～18：00

⑭ **チャンネル変更（周波数リパック）に関する相談**

◆ **チャンネル変更コールセンター**

電話：0120-922-303（フリーダイヤル）

IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：03-4321-0770

平日9：00～21：00、土日祝日9：00～18：00

⑮ **悪質商法に関する相談**

<各地の総合通信局（総務省の各地域での出先機関）のお問い合わせ先>

総合通信局	電話番号	管轄区域
北海道総合通信局	011-709-2311	北海道
東北総合通信局	022-221-0700	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東総合通信局	03-6238-1944	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
信越総合通信局	026-234-9992	新潟、長野
北陸総合通信局	076-233-4494	富山、石川、福井
東海総合通信局	052-971-8292	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿総合通信局	06-6942-0820	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国総合通信局	082-222-3429	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国総合通信局	089-936-5080	徳島、香川、愛媛、高知
九州総合通信局	096-326-7882	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合通信事務所	098-865-2307	沖縄

お近くのデジサポ（総務省 テレビ受信者支援センター）の一覧

なお、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）については、来年度以降その規模が縮小されることも想定されていますので、地上デジタル放送に関するご相談につきましてはお早めに最寄りのデジサポまでお寄せください。

電話番号は、以下のとおり。

（受付時間：平日 9:00～21:00、土日祝日 9:00～18:00 ただし、12月29日～1月3日は、デジサポ岩手、宮城、福島県のみ受付、9:00～18:00）

地域	都道府県	デジサポ	電話番号
北海道	※1	デジサポ道央	011-351-1155
	※2	デジサポ道北	0166-30-0101
	※3	デジサポ道東	0154-99-0101
	※4	デジサポ道南	0138-38-0101
東北	青森県	デジサポ青森	017-771-1010
	岩手県	デジサポ岩手	019-903-0101
	宮城県	デジサポ宮城	022-745-1500
	秋田県	デジサポ秋田	018-803-1100
	山形県	デジサポ山形	023-606-1100
	福島県	デジサポ福島	024-505-1010
関東	茨城県	デジサポ茨城	029-307-0101
	栃木県	デジサポ栃木	028-333-3331
	群馬県	デジサポ群馬	027-202-1100
	埼玉県	デジサポ埼玉	048-610-8080
	千葉県	デジサポ千葉	043-333-7100
	東京都区部及び島部	デジサポ東京中央	03-6743-0500
	東京都多摩地区	デジサポ東京西	042-716-2525
	神奈川県	デジサポ神奈川	045-345-0110
	山梨県	デジサポ山梨	055-213-2200
信越	新潟県	デジサポ新潟	025-333-0011
	長野県	デジサポ長野	026-403-2100
北陸	富山県	デジサポ富山	076-403-0101
	石川県	デジサポ石川	076-203-0101
	福井県	デジサポ福井	0776-31-0101
東海	岐阜県	デジサポ岐阜	058-203-5400
	静岡県	デジサポ静岡	054-333-5700
	愛知県	デジサポ愛知	052-308-3930
	三重県	デジサポ三重	059-993-5511
近畿	滋賀県	デジサポ滋賀	077-503-0101
	京都府	デジサポ京都	075-330-3030

地域	都道府県	デジサポ	電話番号
	大阪府	デジサポ大阪	06-7637-1010
	兵庫県	デジサポ兵庫	078-330-0101
	奈良県	デジサポ奈良	0742-90-2222
	和歌山県	デジサポ和歌山	073-403-4141
中国	鳥取県	デジサポ鳥取	0857-33-4800
	島根県	デジサポ島根	0852-35-5411
	岡山県	デジサポ岡山	086-899-6060
	広島県	デジサポ広島	082-553-0101
	山口県	デジサポ山口	083-963-4400
四国	徳島県	デジサポ徳島	088-603-0200
	香川県	デジサポ香川	087-883-5521
	愛媛県	デジサポ愛媛	089-903-0101
	高知県	デジサポ高知	088-813-0000
九州・ 沖縄	福岡県	デジサポ福岡	092-303-0101
	佐賀県	デジサポ佐賀	0952-43-1212
	長崎県	デジサポ長崎	095-804-5500
	熊本県	デジサポ熊本	096-300-8800
	大分県	デジサポ大分	097-515-8300
	宮崎県	デジサポ宮崎	0985-68-2211
	鹿児島県	デジサポ鹿児島	099-833-2020
	沖縄県	デジサポ沖縄	098-993-1002

- ※1 石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局の一部（北海道北テレビ受信者支援センターの担当地域を除く地域）、胆振総合振興局及び日高振興局の地域
- ※2 空知総合振興局の一部（深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町）、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局の地域
- ※3 十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の地域
- ※4 渡島総合振興局及び檜山振興局の地域

「デジサポ・法律家相談」連絡先一覧

「デジサポ・法律家相談」につきましては、東北3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除き平成23年9月30日をもって終了しました。

なお、特別な事情がある場合は、総務省テレビ受信者支援センター統括本部（03-6459-2781）又は各地の最寄りの総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）にお問い合わせをお願いします。

電話番号は、以下のとおり。（受付時間：平日9:00～18:00）

都道府県	デジサポ	電話番号
岩手県	デジサポ岩手	019-653-1399
宮城県	デジサポ宮城	022-745-1500
福島県	デジサポ福島	024-522-4900